

委任状

【受任海事代理士】

職名及び氏名 海 事 代 理 士 ・ 特 定 行 政 書 士 高 松 大
事務所所在地 高松海事法務事務所 川崎市高津区久末 1883 番地 8
連 絡 先 電 話 : 044-789-8441 F A X : 044-789-8442

私儀、海事代理士法の規定に基づき上記の者に下記権限を代理委任します。

記

1. 船舶職員及び小型船舶操縦者法並びに関係法令に基づく申請
 2. 当該申請に伴う証書等の受領に関する一切の権限
 3. 当該委任に係る復代理人の選解任に関する一切の件
- 以下余白

令和 年 月 日

委任者	氏 名			押印又はご署名
	連 絡 先	携帯番号	自宅番号	

(参考)

【海事代理士法第1条(抄)】 海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類の作成をすることを業とする。
【海事代理士法第17条(抄)】 海事代理士でない者は、他人の委託により、業として第1条に規定する行為を行ってはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。
【海事代理士法第27条(抄)】 第17条第1項の規定に違反した者は、6箇月以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。

- ※ 日付は記入日を入れてください。
- ※ 押印またはご署名をお忘れのないようお願いいたします（どちらでも大丈夫です）。
- ※ 海事代理士でないものがこれらの手続の書類の作成、事務の代行を行うと法律により罰せられます（海事代理士法第27条）